

議案第 41 号

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「構造等 鉄骨造陸屋根 5 階建（ただし、1 階部分床面積 2,181.17 m<sup>2</sup>のうち 1,655.72 m<sup>2</sup>は除く。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 プラザの使用施設は、次のとおりとする。

2 階	交流広場
	会議室
3 階	会議室
4 階	調理研修室

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間、第 2 条第 2 項に規定する使用施設のうち、2 階の交流広場及び会議室は、使用できないものとする。